

○富山地区広域圏事務組合半透明指定ごみ袋実施要綱

(目的)

第1条 この要綱はごみ袋の分別排出、分別収集の徹底を図るため排出物が確認できる半透明ごみ袋を富山地区広域圏として指定することにより、住民のごみに対する意識の向上を図るとともに、ごみの減量化・再生利用を促進することを目的とする。

(排出方法)

第2条 富山地区広域圏内において一般廃棄物を定期収集に出す際は、半透明ごみ袋（次条に規定する要件に適合する袋。以下同じ。）を使用するものとする。ただし、ごみ袋を要しないごみ（大型ごみ・古紙・剪定した庭木等）はこの限りではない。

(半透明ごみの要件)

第3条 半透明ごみ袋は、一般に市販されている袋で次の掲げる条件を満たすものとする。

(1) 低密度又は高密度ポリエチレン製であること。

(2) 強度（引っ張り強度）

*縦方向 200Kg f / c m²以上

*横方向 200Kg f / c m²以上

(3) 透明度（曇り度） 内容物が見えること

(4) サイズ・容量 規定しない

(5) 色 規定しない

(6) 厚さ 0.03mmを基本とする。

(7) 表示

*認定番号 富山地区広域圏事務組合認定00-000号

*市町村名 5市町村名を表示する。

(半透明ごみ袋の指定)

第4条 半透明ごみ袋の認定を受けようとするごみ袋製造業者等は富山地区広域圏事務組合理事長に別に定める申請書を提出し、認定番号を受けるものとする。

(半透明ごみ袋以外によるごみの排出の禁止)

第5条 第3条において規定する半透明ごみ袋の条件を満たさないごみ袋によるごみの排出をしてはならない。

2 前項の半透明ごみ袋の条件を満たさないごみ袋による排出物については収集しないことができる。ただし、一般に商店等で使用されているレジ袋によるごみの排出については当分の間収集するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。